

鹿島市訓令甲第51号

鹿島市ウィズコロナ周遊観光事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、新型コロナウイルス感染症の影響により低迷した観光業の活性化に寄与するため、感染症対策を講じた募集型企画旅行等（以下「ツアー等」という。）を催行した旅行業者等に対し、予算の範囲内において鹿島市ウィズコロナ周遊観光事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することとし、その補助金の交付については、鹿島市補助金交付規則（昭和47年規則第9号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 旅行業者等 旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条に規定する旅行業又は旅行業者代理業の登録を受けている事業者及び交通事業者をいう。
- (2) ツアー等 旅行業者等が募集又は企画した「バスツアー」及び「個別周遊（タクシー）」をいう。
- (3) 募集資料 ツアー等への参加者募集を行った広告、パンフレット及びホームページ等をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、別表に定めるとおりとする。

(事業計画書の提出等)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助事業者」という。）は、原則として、補助事業の実施日前までに、鹿島市ウィズコロナ周遊観光事業計画書（様式第1号）に必要な書類を添えて市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の計画書が適正と認めたときは、速やかに鹿島市ウィズコロナ周遊観光事業計画承認通知書（様式第2号）により補助事業者に通知

するものとする。

3 前項の規定による計画の承認に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業の内容を変更する場合においては、市長の承認を受けること。
ただし、補助金の目的及び効果に関係しない程度の事業計画の軽微な変更であって、補助金額に変更を及ぼさない場合は、この限りではない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

(補助金の交付申請及び実績報告)

第5条 補助事業者は、補助事業完了後、速やかに鹿島市ウィズコロナ周遊観光事業補助金交付申請書兼実績報告書（様式第3号）を市長に提出するものとする。

2 前項の補助金交付申請書兼実績報告書の提出期限は、補助事業完了後30日以内又は補助金の交付の決定に係る年度の3月31日のいずれか早い日とする。

3 補助事業者は、自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。

- (1) 市税を滞納している者
- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (4) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- (5) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- (6) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (7) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (8) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

4 補助事業者は、前項第2号から第7号までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。

5 補助事業者は、第1項の交付申請書兼実績報告書を提出するに当たって、

当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（補助金の交付決定等）

第6条 市長は、前条第1項の申請があった場合、速やかに審査し、その内容が適正であると認めるときは、補助金の交付を決定するとともにその額を確定し、鹿島市ウィズコロナ周遊観光事業補助金交付決定及び額の確定通知書（様式第4号）により補助事業者へ通知するものとする。

2 補助金の交付に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 規則及びこの要綱並びに関係法令等の規定に従うこと。
- (2) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業完了後5年間保管すること。

（補助金の交付等）

第7条 前条第1項の規定による補助金の額の確定通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、鹿島市ウィズコロナ周遊観光事業補助金交付請求書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は前項の請求があったときは、補助事業者へ補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第8条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 規則又はこの要綱に基づく市長の指示に違反したとき。

（補助金の返還）

第9条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に当該補助金が交付されているときは、返還すべき額及び返還期限を定め、鹿島市ウィズコロナ周遊観光事業補助金返還命令書（様式第6号）によりその返還を命ずることができる。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和4年7月1日から適用する。